

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

能代市

2. 構造改革特別区域の名称

能代里山どぶろく特区

3. 構造改革特別区域の範囲

能代市の区域の一部（旧能代市の全域）

4. 構造改革特別区域の特性

（1）位置と気候

本市は、秋田県の北西部に位置し、西は日本海に面し、北には世界自然遺産「白神山地」を臨む、米代川の下流域平野に拓けた地域です。古来、この米代川の水運によってまちが拓け、市街地が拡大してきました。いまでも郊外には田園風景が広がり、美しい里山、森林地帯を市域に持つ豊かな自然に恵まれた地域です。

総面積は426.74km²で、このうち約半分が山林原野で占められていますが、田畑の農地も約20%と大きな構成比となっており、豊かな自然と農業地域という特徴を持っています。

気候は、年平均気温は11.8℃、年間降水量は平均で1,462mm、年間日照時間は1,432時間と、日照時間については全国的にも極めて短い地域です。例年、12月上旬から3月上旬頃にかけては、北西の強風とともに降雪が続き、晴れ間が何日も見られない日も珍しくありません。

（2）人口

人口は、昭和35年の85,751人をピークに減少の一途を辿っており、平成17年12月末の人口は64,295人、高齢化率は28.8%となっています。本市の人口減少の主な要因として、若年層の流出と少子化の進行が考えられますが、特に農山村地域においてその傾向は顕著となっており、若年層の減少と相まって地域の高齢化が進み、各集落の高齢化率は軒並み30%を超え、今後さらに進行していくことが推測されます。

（3）産業の動向

本市の産業別就業者の構成比を見ると、第一次産業10%、第二次産業30%、第三次産業60%と、第三次産業が過半数を占めています。かねてからの基幹産業として木材産業と農業が挙げられます。

本市は、北前船など古くから日本海交易の要衝として、また米代川の川運を利用した秋田杉の集積地として栄え、大正時代には機械製材のめざましい発展により東洋一の木都とうたわれました。しかし、天然杉の枯渇や外材の輸入増加に伴う国産材需要の低下などの要因により、木材産業は年々縮小しています。加えて近年は、木材そのものの国内需要の

低下によりさらに厳しい状況にあり、業界全体が、かつての資源依存型の構造から、高度な木材加工技術を駆使した木材加工基地への転換を模索しています。

また、もうひとつの基幹産業として農業が挙げられます。本市の農業経営は米が主体で、米の収穫量は約26,500t(平成12年産)で、都道府県別収穫量で全国3位を誇る秋田県の中にあって大潟村に次ぐ県下第2位の規模となっています。野菜は「みょうが」「ねぎ」「キャベツ」「アスパラガス」「山うど」の生産が盛んで、特に「みょうが」は栽培面積日本一、また「ねぎ」は昭和47年に国の指定産地にもなっています。しかし、農業従事者の高齢化や若者の農業離れ、近年の米価の急落による農業所得の下落などの要因により、米中心の農業経営の将来への先行き不安が広がっています。生産農業所得は平成6年の82億6千万円をピークに下落傾向にあり、平成15年には53億2千万円に落ち込んでいます。

(4) 地域づくり

市の動き

本市では、これまでの行政主導のまちづくりが、必ずしも住民の満足を得られる結果に結びついていないとの反省から、まちづくりへの市民参画を積極的に進めていこうと、「市民の目線で進める協働と納得のまちづくり」をスローガンに、市内各地区で、住民が主体となったまちづくり活動を積極的に支援してきました。その中で平成15年に最初の「まちづくり協議会」が設立され、現在3地域で「まちづくり協議会」が立ち上がり、それぞれ住民の目線でさまざまなまちづくり活動が展開されています。

市では、今後、市全域で住民主体のまちづくりが進められるよう、現在活動中の3地域の活動をバックアップし、さらに充実させていくとともに、市全域にこの動きが広がっていくよう各地域に取り組みを促しています。

地域住民の動き

これまで立ちあがった3地域のまちづくり協議会では、住民が生活者の視点で地域を見つめ直していくなかで、イベントの開催による世代間交流の促進のほか、伝統行事の復活、健康づくり、美化運動など多種多様な地域活動が生まれるとともに、その効果として地域内交流の充実が図られつつあり、以前より地域に愛着が出てきたという声や地域の一体感が生まれてきたといった前向きな声が聞かれています。

一方、これらまちづくり協議会が立ちあがった地域は、いずれも農山村地域にあり、少子高齢化の進行による活力の低下や農業への先行き不安といった共通した課題を抱える地域です。そのような地域的逆境を克服していくためには、地域内交流だけではなく、今後、地域外との交流も図っていく必要があるとの考えから、各地域では「歴史」や「農産物」、「豊かな自然環境」などのそれぞれの地域資源を生かした交流人口の拡大による地域活性化を模索してきました。なかでも、グリーン・ツーリズムへの関心は高く、これまでに、「地産地消の推進や直売システムの試験的運営を目的にした朝市の開催」や「ブランド米(減農薬・天日乾燥米)の生産と首都圏へのPR・販売」、「地そばの産業化(通年販売の仕組みの構築・そば処のオープン)へ向けた取り組み」、「農家レストラン・民宿の開業」、「農村文化や豊かな自然を活用した体験メニューの構築やガイドの養成」など様々な取り

組みに意欲的にチャレンジしています。今後、地域間の連携を図りながら、これらの取り組みを育てていくことによって、魅力的なグリーン・ツーリズムメニューの提供が可能となります。

5．構造改革特別区域計画の意義

本市は、他の地方都市と同様に、バブル崩壊以降の日本経済の長期的低迷の影響を受け、経済的に停滞化傾向を深めています。また、今後、短・中期的には少子高齢化が一層進行していくことが推測されるほか、都市的生活様式の浸透のなかで、従来みられたような近隣でのつき合いも希薄化しつつあり、住民は自らの暮らす「ふるさと」に対する誇りを失いつつあります。今、住民にとって必要なことは、自ら定住する地域に愛着を持ち、地域の仲間と連携しながら、その地域に暮らす意義を見いだしていくことで、市にはそのような方向性を持つ住民の活動を積極的に支援していくことが求められています。

市が、これまで住民主体の地域づくりを推進してきたなかで、地域住民の間では地域資源を活用したグリーン・ツーリズムの機運が高まってきました。

市では、現在の厳しい環境を克服するためのひとつの有力な鍵は「交流」であると考えます。交流は地域経済の活性化のポイントであるほか、異文化とぶつかり合うことによって自らの文化（誇り）を見直す機会にもなります。今後、住民の主体的な地域づくりのなかから生まれたグリーン・ツーリズムへの意欲を支援しながら、農村資源を生かした交流を活発化していくことで、地域活力の創出を図りたいと考えます。

濁酒の提供は、農村資源を生かした交流において、極めて魅力的なメニューであるとともに、地域のPRが図られることにより、今後、市内各地域で行われているグリーンツーリズムの取り組みを助長することにもなり、交流人口の拡大や農業所得の増加につながります。また、これを契機に、都市住民との交流が活発化することで、地域住民がふるさとに誇りを持ち、その地域に暮らす意義を見いだしていくことにつながるという意味においても、濁酒特区は極めて重要な意義があります。

6．構造改革特別区域計画の目標

現在、市内にある1軒の農家レストラン・民宿では、地元の食材をふんだんに利用した郷土料理の提供のほか、農作業体験や各種アウトドア体験など多様な体験メニューを来訪者に提供しています。今後、濁酒を提供していくことは、既存の農家レストラン・民宿の付加価値を大きく高めることになり、交流人口の大幅な増加につながるようになるほか、新たな農家レストラン・民宿の起業を促すことにもなります。

さらに濁酒特区の認定は、市内外へ絶大なPR効果を持ち、結果的に市内各地域で行われている他のグリーン・ツーリズムの取り組みにとっても追い風になるほか、これからグリーン・ツーリズムに取り組む他の農家のやる気の促進にもつながるなど、濁酒の提供というひとつの契機が、将来的に地域全体に波及効果を生むことになると期待されます。

これらの理由から、濁酒特区をきっかけとして、将来的に本市の交流人口の飛躍的な増加を図るとともに、グリーン・ツーリズムの推進による地域活性化を目指します。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

構造改革特別区域計画の実施により、農村と都市住民との交流人口の増加が期待され、農産物の売り上げ増、観光収入などの増加が見込まれます。

また、都市住民との交流によって地域住民が刺激を受け、地域資源の再発見・再認識にもつながることが期待されます。

表 1 経済的社会的効果の指標

濁酒製造事業者数 (単位：人)

区 分	平成16年度実績	平成18年度目標	平成21年度目標
事業者数	-	1	5

観光客入込数 (単位：人)

区 分	平成16年 実績	平成18年 目標	平成21年 目標
宿泊客数	102,391	102,500	112,600
日帰り客数	1,220,188	1,221,000	1,342,000
計	1,322,579	1,323,500	1,454,600

(資料)：秋田県観光統計概要

農産物生産額 (単位：百万円)

区 分	平成15年 実績	平成18年 目標	平成21年 目標
農業産出額	10,640	10,959	11,704

(資料)：秋田県農業統計

8. 特定事業の名称

707 特定農業者による濁酒の製造事業

9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

農山村まるごとオーナー制度推進事業（県支援事業）

単一の農産物だけではなく、伝統料理・伝統工芸・景観・お祭りなど、多様な農山村の資源を組み合わせ、地域独自の「オーナー制度」を構築し、年間を通じて都市住民との濃密で継続的な交流を推進します。

17年度はオーナー制度を構築させるための準備期間と位置づけ、実験的に農業体験の受け入れを行ったほか、来訪者との交流を促進するため、交流会を実施しています。

「食彩人」認定事業の推進

ふるさと料理の紹介、伝承、活用による活性化を目的として、メニュー及びレシピ、伝承者を、認定基準に基づいて登録しています。能代地域のふるさとを想う心が込められた料理を広く味わっていただきたいと、レシピを含めた全てを公開しています。

ふるさと料理の味と食の安全を追求し、グリーン・ツーリズムに活用します。

地産地消運動の推進

輸入農産物の安全性の危うさや地産地消の重要性を再認識し、今年度中に推進計画をまとめる予定としており、学校給食では食育の視点から、既に実施しています。

地産地消推進計画をグリーン・ツーリズムにもタイアップさせ、活かして行きます。

農家レストラン・民宿の開業支援

市内各地域まちづくり協議会で高まってきた都市住民との交流意欲を、市も積極的に支援し、農家レストラン・民宿の開業を促進する環境を創って行きます。また、中山間地に残る旧小学校分校の建物をグリーン・ツーリズムに活用する検討・実験を始めています。

修学旅行生の受け入れ

平成17年10月、能代山本地域では初となる修学旅行生の受け入れを周辺町村と連携を図りながら実施しました。今後、環境学習や農業学習などの体験プログラムを充実させるとともにさらに受け入れ体制の整備を図ります。

別紙

1. 特定事業の名称

707 特定農業者による濁酒の製造事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（旅館、民宿、料理飲食店など）を併せ営む農業者で、自ら生産した米を原料として濁酒を製造をしようとする者

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4. 特定事業の内容

本区域のグリーン・ツーリズム推進の一環として、農家レストラン・民宿、旅館など、酒類を自己の営業場に置いて飲用に供する業を併せ営む農業者が、当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において自ら生産した米を原料として濁酒を製造し、提供するため、濁酒の製造免許を申請した場合は、酒税法第7条第2項の規程は適用しない。

5. 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家レストラン・民宿等を併せ営む農業者が、自ら生産した米を原料として濁酒を製造する場合において、製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないこととし、酒類の製造免許を受けることが可能になります。

本特例措置により、既存の農家レストラン・民宿の付加価値が高められるとともに、他の農家の農家レストラン・民宿の起業を促進させることとなります。また、市内各地のグリーン・ツーリズムの取り組み全体に対する波及効果も高いと思われ、将来的に本市の交流人口の飛躍的な拡大や農業所得の増加につながっていくことも期待できるという意味において、本区域における当該規制の特例措置の適用が望まれます。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査を受ける必要が生じます。

また、構造改革特別区域となった場合は、酒類の製造免許がなければ醸造できないこと、農家レストラン・民宿など酒類を自己の営業場に置いて飲用に供する業を併せ営む農業者でなければ当該規制の特例措置の適用を受けられないことを、市の広報等で周知徹底を図ります。